

令和2年度第1回長野労働局公共調達監視委員会が、令和2年11月11日（水）に開催されましたので、審議概要についてお知らせします。

## 令和2年度第1回長野労働局公共調達監視委員会（審議概要）

### 〔審議日程等〕

開催日及び場所	令和2年11月11日（水） 長野労働局会議室	
委員（敬称略）	委員長 長瀬 一治 大学特任教授	
	委員 内村 修 弁護士	
	委員 酒井 富雄 公認会計士	
審議対象期間	令和2年1月1日から令和2年6月30日契約締結分	
抽出案件	38件（公共工事0件、物品役務等38件）	
審議案件	13件（公共工事0件、物品役務等13件）	
委員からの意見・質問に対する回答等	意見・質問	回 答
	下記のとおり	下記のとおり

### 〔審議概要〕

#### ○案件番号9（物品役務 一般競争入札）

令和2年度長野労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所における電気通信役務の提供契約について

（事務局）ソフトバンクとの契約が続いている。NTTコミュニケーションへも入札に参加するよう声掛けはしているものの、回線の切替え工事等の手続き面で参加はなかった。今後は、入札の公告時期を早め、公告期間を長くすることなどにより1者応札を解消したい。

（委員）以前は、何社か参加があったように記憶している。NTTとの契約より、1割か2割くらい安価になったと記憶している。

（事務局）KDDIには、過去に光回線のため断られている。

（委員）携帯電話の契約も入っているのか。

（事務局）固定電話のみである。

（委員）固定電話の回線使用料を再リリースしているようなイメージである。技術的な面なのか、競争が働きづらい。解消できるよう検討されたい。

#### ○案件番号 24

電子複写機（コニカミノルタ製）の保守点検契約について

（事務局）昨年の当委員会において、他地域の状況について質問があった。今回、近県で労働局の状況をまとめたが、それほど大きな差はない状況である。単価に

若干差があるのは、地域やメーカーの保有台数も関係していると思われる。また、他局においても、メーカー又は代理店の1者応札の状況がほとんどである。

- (委員) 保守業者が1者しかなく固定化している状態。
- (委員) メーカーが指定する仕様の保守点検は、エレベーターやエスカレーターと同様の問題を抱えている。なかなかいい解決の方法はない。
- (事務局) 昨年、Eメーカーのリース商品について、委員から格安であるため導入について研究するよう発言があった。単価的には安価であるように感じたが、契約形式が複数年契約となっており契約内容も複雑であった。当局では複合機を購入し10年近く使用しているため、全体的な検討が必要であり、引き続き検討したい。
- (委員) 配布された資料では、コニカミノルタ製より保有台数が多いキャノン製の方が、契約金額が低い。保有台数が多いのに、契約金額は低いのはどうか。
- (事務局) 保守契約は単価契約であり、予定価格については前年度の1か月の平均使用枚数で算出している。入札業者は、使用見込み枚数に対して、単価を決め入札しているが、コニカミノルタ製の方が、キャノン製より前年度多く印刷していることから結果的に高くなっている。
- (委員) 低価格方式による契約する方法もあるが、環境負荷を考えて新しい機種に替えるといった考え方もある。
- (事務局) 消費電力や待機電力など古い機種の方が使用する電力もかかるという考え方がか。
- (委員) 全体的なコストの比較ということである。ただし、複合機は高価なため、一概に判断はできない。

#### ○案件番号 27

訓練受講希望者に対するジョブ・カード作成支援推進事業について

- (事務局) 落札業者は、前年度と同様の業者となっている。
- (委員) 1者応札であり、京都の業者であるが、県内もしくは近隣の対応できる業者がいないということか。
- (事務局) そうということと思われる。全国的にも、落札業者と契約を結んでいる労働局は多い状況である。
- (委員) いわゆる規模の利益もあるが、競争が働かない状況において規模の利益以上のものが、損失として国の側に生じていることも危惧される。業務的には、キャリアコンサルティングだけか、それともジョブ・カード作成のみの業務なのか。
- (事務局) 職業訓練受講希望者は、訓練開始前にジョブ・カードを作成するようになっており、キャリアコンサルタント有資格者が1時間強のキャリアコンサルテ

イング行っただうえでジョブ・カード作成支援を行っている。

(委員) 仕様については、労働局から指示せず落札業者が決められるのか。

(事務局) 仕様については、仕様書において定められており、ジョブ・カードの周知業務や訓練受講希望者へのジョブ・カードの作成支援業務が中心である。来所者の状況に応じた業務の流れも仕様書において定められており、業者任せといったことはない。

(委員) 落札業者が、継続して委託を受けているのか。

(事務局) 2年目である。

(委員) 利用者アンケートの結果はどのような状況か。

(事務局) アンケートの分析は成果物に入っており、去年の報告書では9割の方から満足と回答を得ている。

(委員) 1者しか応札ないということは、業務としてのハードルが高いということか。

(委員) 委託費の規模は、全国的にはどういった状況なのか。他県も大体同額程度なのか、あるいは人口比に応じて変わるのか。

(事務局) 全国的な状況は把握していないものの、新潟県の委託費と比較すると当県より若干金額が大きいため、人口など県の規模に応じて決定されていると思われる。

(委員) 昨年において、利用者は何人となっているのか。

(事務局) 令和元年度は524名が利用し、ジョブ・カードを作成した。

(委員) 契約書20条に精算するとなっているが、入札価格である見積額が結果的には全額支払われるということか。

(事務局) 実際に支払った人件費や事業費を精査して、実際の経費分だけを精算するという形になる。そのため、契約金額どおりとはいかないこともあり、むしろその方が多い状況である。

(委員) 契約書20条3項には、清算金額に上限が定められている。利用者が増えたから清算金額が増加するわけではない仕組みになっている。

#### ○案件番号 28

令和2年度「就職支援セミナー事業」について

(事務局) 新型コロナウイルス感染症の影響により、4月から7月までは開催を中止した。8月以降は、人数制限を行いながら実施している。

(委員) 過去の業績に関する評価はどうか。

(事務局) 受講者からアンケートを100%回収しており、9割以上の受講者から満足との評価を得ている。

(委員) 評価を伴っているのであれば、良いと思う。

#### ○案件番号 32

令和2年度地域若者サポートステーション事業（北信地域）について

○案件番号 33

令和2年度地域若者サポートステーション事業（東信地域）について

○案件番号 34

令和2年度地域若者サポートステーション事業（中南信地域）について

（委員）1者応札であるが、原因は人材確保が主な要因か。

（事務局）人材確保もあるが、事業に関するノウハウが要因と思われる。

（委員）この事業は、今後も継続的に続けていくのか。

（事務局）「青少年の雇用の促進等に関する法律」の第23条で若年者支援のための施設を設置し運営することとされ、それに基づいた施設であり、事業を廃止するとの情報は今のところ、厚生労働省からの連絡はない。

（委員）具体的には、若年者を対象に相談業務を行っているということか。

（事務局）引きこもりなど社会生活に困難を抱える若年者について、相談支援を行うことで就職面接に対応できるレベルまで引き上げる業務である。

（委員）就労できる状態に近づけ、社会保障額全体を減少させる取り組みであるのか。

（委員）受託している各団体の基礎的な資料はあるのか。

（事務局）特に確認していない。

（委員）1者応札というのはノウハウが既得権化していくということである。定款や財務指標、事業活動報告書など多岐に渡る資料から落札業者を検討する必要があるのではないか。

○案件番号 30

介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業について

（委員）東京の業者か。

（事務局）そうである。

（委員）法人の役員など、中央官庁との関係というのはどういう関係か。

（事務局）特に確認はしていない。

（委員）反社会的勢力や暴力団関係者などは、入札の応募資格でチェックしているようだが。

（事務局）入札の参加資格には、特にチェック項目とはしていない。

（委員）長野県の介護職種の離職率は高い方なのか。

（事務局）介護労働安全センターの調べによると、全国からすると長野県は若干低い。

（委員）全国の地域ごとに介護に関する需要の違いはあり、介護施設における仕事の仕方など業務にも違いがある。そういった面を考慮すると、仕様について全国一律では地域ごとの対応が難しい。全国組織で対応できているものなのか、仕様書段階から地域ごとの検討をする必要があるのではないか。

（事務局）事業において設置されている雇用管理改善企画委員会にて、検討を行う。

（委員）雇用管理改善を推進する事業であるが、成果物はどのように反映されている

のか。よりステップアップするような仕組みとなっているか。

(事務局) 取組事例集を作成し、県内の介護事業者に配布し雇用管理改善向け周知している。

○案件番号 37

令和2年度長野労働局管内18庁舎の空調設備等保守管理委託契約について

(委員) 1者応札であるが、何か特別な事情はあるのか。

(事務局) 以前は数社応札があったが、県内全域を対象としているため対応が難しいと思われる。今後1者応札が続くようであれば、地域ごとに分けることも検討したい。

○案件番号 41

令和2年度一般健康診断・臨時健康診断及びストレスチェック業務委託契約について

(事務局) 新型コロナウイルス感染症の影響から、例年実施している期間中に業務ができる業者がなく不落となった。そのため、健康診断の実施期間を見直し再公告し入札を実施した。

(委員) 全国転勤する職員の健診結果データは、どのように管理しているのか。

(事務局) 各労働局において管理しており、転勤先の労働局にデータを引継ぐ仕組みとなっている。

○案件番号 45

令和2年度医療労務管理支援事業委託契約について

(事務局) 当委託事業については、昨年とは仕様を変更している。昨年までは、医療機関からの相談を受けての支援事業であったが、今年度からは、委託業者自ら医療機関への働き掛けを実施する内容も盛り込まれた。

(委員) 昨年から事業予算は増加しているのか。

(事務局) 昨年度より増加している。

(委員) 医療事業においては、離職が多く募集も頻繁に行われており、人手不足の状況である。

○案件番号 71 (物品役務 随意契約)

ノートパソコン及びカラープリンター等の購入契約について

(事務局) 新型コロナウイルス感染症対策休業支援金・給付金集中処理センターにおいて、当支援金等の審査業務に使用するための緊急調達とした案件である。

(委員) 緊急性の故に、入札ではなく相見積もり2者で決定した案件であるのか。

- (委員) ノートブック型パソコンについては、購入のほか手段は検討したか。
- (事務局) 購入とリースが検討対象となると思われるが、基本的に購入ベースとの指示が厚生労働省から示されていた。理由は、審査業務において、パソコンのハードディスクにデータを保存しなくてはならず、リースによる調達ではリース終了後のデータ消去に不安が残るためと思われる。
- (委員) 契約書において、契約不適合責任の項目がないように思われるが、あるのか。
- (事務局) 不適合条項につきましては、契約書の第 35 条に納品物が契約の内容に適合しない場合の措置として記載している。
- (委員) 契約書の形態が、売買契約となっていないのではないか。
- (事務局) 契約書については、厚生労働省から示されている雛形に沿って作成している。
- (委員) 契約書の形態について、検討されたい。

○案件番号 76

新型コロナウイルス感染症対策休業支援金センター事務所の賃貸契約について

- (事務局) 新型コロナウイルス感染症対策休業支援金・給付金集中処理センターを設置するにあたり、臨時的に審査人員を 85 名増員することとなった。労働総合庁舎内にそれだけの事務所スペースがないため、賃貸事務所の調達を行った。
- (事務局) 審査業務を行うにあたり、一部の業務を行政システムにより行う必要があり、より労働局から近い物件が必要であった。
- (委員) 3つの物件ということか。
- (事務局) そうである。
- (委員) この同じビルの中の部屋が違うという理解で良いか。
- (事務局) そうである。